

課程博士(甲号)学位請求論文の予備審査手続きについて

2016 年 11 月 社会学研究科

社会学研究科では2010年度以降の入学者の方の課程博士の学位請求申請にあたって学位申請予定者は、大学院・研究担当副学部長あてに提出予定論文を提出し、予備審査を受けなければならないとしています。下記、予備審査手続きの内容をご確認のうえ、提出期日までに必ず必要書類のご提出をお願いいたします。

1. 予備審査（「博士学位授与手続きに関する内規(社会学研究科)」より抜粋）

【目的】

(1)予備審査は本審査に合格する見通しがあるか見極め、論文完成に向けて適切な準備ができるよう確認することを目的とする。

【対象者・対象論文・手続き】

(1)課程博士の学位請求申請にあたって、学位申請予定者は、大学院・研究担当副学部長あてに提出予定論文を提出し、予備審査を受けなければならない。提出予定論文は、主指導教員、副指導教員全員の承認を得た後に提出しなければならない。

(2)予備審査を受けるための提出予定論文は、論文提出予定日の3ヶ月前までに提出しなければならない。

(3)予備審査を受けるための提出予定論文は、博士学位請求論文に準ずる完成度とする。

(4)予備審査で不合格となった場合、同一の論文で再度の予備審査申請は認められない。ただし、書き直した論文で新たに予備審査の申請を行うことは可能である。

(5)予備審査申請については設定された期日までに行うこととする。

(6)申請にあたっては以下の書類等を研究科委員会に提出するものとする。(略、以下に記載)

【審査委員会・委員】

(1)予備審査委員会は主指導教員・副指導教員および大学院・研究担当副学部長(大学院・研究担当副学部長が主指導教員または副指導教員の場合は、研究科教学委員会幹事)と研究科教学委員2名以上で構成する。

(2)大学院・研究担当副学部長は、社会学研究科教学委員の中から、適切な委員2名以上を指名する。

(3)予備審査は、前号に定める委員の合議で行うこととする。審査に関しては、別紙「博士論文(甲号)予備審査提出予定論文の査読確認事項」の項目を参照し行う。予備審査に合格しなければ、博士学位請求論文を提出することはできない。

(4)学位申請予定者は提出予定論文提出以降の進捗や本審査までの計画がわかる資料(原稿もしくはメモ)や論文の概要や結論がわかる資料(原稿もしくはメモ)を提出することができる。

(5)学位申請予定者は予備審査委員会に同席することができる。

(6)予備審査委員は学位申請予定者の本審査提出の可否について判断し、最終的に予備審査委員会で合意を得ることとする。

(7)審査内容については合否に関わらず研究科委員会に報告し、承認を得なければならない。

【結果の通知】

(1)予備審査結果については、合否に関わらず付記事項を示した上で研究科長名で主指導教員と本人に通知することとする。

2. 申請受付および申請書類

(1)申請窓口：産業社会学部事務室・大学院担当

(2)申請書類

①予備審査申請書(課程博士用、研究科所定用紙)—1 通

※下記 URL より各自ダウンロードしてください。

<http://www.ritsumei.ac.jp/file.jsp?id=294598>

②提出予定論文(A4 版、簡易製本)—1 部

「博士学位授与手続きに関する内規(社会学研究科)」の第 2 項(2)に準ずるものとする。
完成に至っていない章・節については、執筆予定の内容や根拠となる資料等を箇条書きのメモで記載しておくこと。

③提出予定論文の未製本のコピー(両面コピー クリップ止め)—1 部

④論文要旨(A4 版)和文—1 部(所定書式)

※下記 URL より各自ダウンロードしてください。

<http://www.ritsumei.ac.jp//file.jsp?id=294597>

⑤目次(書式自由)

⑥主題に関する論文 3 点の現物(抜き刷り可)

⑦「研究倫理共通セミナー」受講証明書のコピー

3. 提出期日

社会学研究科学修要覧でご確認ください。